

## 北海道大学アイソトープ総合センター大講義室運用要項

平成29年7月26日  
運営委員会制定

(趣旨)

**第1条** この要項は、北海道大学アイソトープ総合センター規程（昭和53年4月19日制定）第7条及び北海道大学アイソトープ総合センター利用内規（昭和63年4月19日制定）第13条の規定に基づき、アイソトープ総合センター（以下「センター」という。）に設置する大講義室の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

**第2条** 大講義室は、講義、演習、国立大学法人北海道大学放射線障害予防規程（平成13年7月25日海大達第86号）第14条に規定する教育訓練等に係る各種教育のために使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、アイソトープ総合センター長（以下「センター長」という。）がセンターの業務に支障が生じないと認めたときは、次の用途に限り使用することができるものとする。

- (1) 学術研究を目的とした講演会、研究会等
- (2) 教育を目的とした講演、公開講座等
- (3) センター、大学又は学内の教育研究組織が主催する会議、行事等
- (4) その他センター長が適当と認めるもの

(使用日)

**第3条** 大講義室は、次に掲げる日を除き、使用することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日
- (4) その他センター長が定める日

(使用時間)

**第4条** 大講義室の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、センター長が必要と認めたときは、使用時間を変更することがある。

(使用日及び使用時間の特例)

**第5条** センター長は、前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときには、第3条第1号に掲げる日及び第2号に掲げる日（1月1日を除く。）の使用を認め、又は前条の使用時間を延長して使用させることがある。

- (1) センターが講演会、公開講座等を主催する場合
- (2) 本学の職員が使用責任者となるものでセンター長が適当と認めたとき

2 前項の規定により使用時間を延長する場合の当該使用時間は、センター長が必要と認

めた時間とする。

(使用許可の申請)

**第6条** 大講義室の使用を希望する者は、原則として使用予定日の14日前（第2条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する場合にあっては、使用予定日の2ヶ月前）までに、別記様式第1号による使用許可申請書（次条及び第12条において「申請書」という。）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用許可申請書の受付開始は、使用予定日の1年前からとする。

(使用許可)

**第7条** センター長は、申請書の提出があったときは、使用が適当と認められるものについて、必要な条件を付して、使用を許可するものとする。

2 前項の規定による使用の許可は、申請書を提出した者に対して、別記様式第2号による使用許可書を交付して行うものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかにセンター長に申し出なければならない。

(使用料)

**第8条** 使用者が学外者のみであるとき、学外者が主催する研究会等に使用するとき、又は参加者から入場料若しくは会費等を徴収するときは、別に定める使用料を徴収するものとする。

2 使用料は前納とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、後納とすることができる。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなくなった場合

(2) 前条第3項の規定により、使用者が使用日時等の変更（使用日数又は使用時間を短縮する場合に限る。）又は使用の中止を申し出た場合

(3) 第12条第1号又は第6号の規定により、使用許可を取り消し、又は使用を中止させた場合

(使用者の注意義務)

**第9条** 使用者は、この要項及び使用許可の条件を遵守して、センターの規律の保持及び施設、設備等の保全に努めるとともに、センター長がセンターの管理運営上必要と認めて指示をした場合には、それに従わなければならない。

(目的外使用等の禁止)

**第10条** 使用者は、使用許可を受けた目的以外に大講義室を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(機器等の持込み)

**第11条** 使用者は、大講義室備付けの機器等以外のものを持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめセンター長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

**第12条** センター長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) センターにおいて緊急に使用する必要が生じたとき
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき
- (3) 使用者がこの要項又は許可条件に違反する行為をしたとき
- (4) センター長の許可なく管理区域(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。)第1条第1号に規定する管理区域をいう。)に立ち入ったとき
- (5) 法令及び公序良俗等に違反したとき
- (6) センター長が必要と認めたとき

(原状回復の義務)

**第13条** 使用者は、大講義室の施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可の取消し若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに当該施設、設備等を原状に回復し、明け渡さなければならない。

(損害賠償の義務)

**第14条** 使用者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施設、設備等を損傷若しくは滅失し、又はこの要項、使用許可の条件若しくは第9条の規定によるセンター長の指示に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(雑則)

**第15条** この要項に定めるもののほか、大講義室の運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

## 附 則

この要項は、平成29年10月1日から実施する。

アイソトープ総合センター大講義室使用申請書

平成 年 月 日

アイソトープ総合センター長 殿

申請者  
住 所 〒  
  
所 属  
役職・氏名

印

下記のとおり大講義室を使用したいので申請します。  
なお、使用に当たっては北海道大学アイソトープ総合センターの諸規程を遵守します。

会 議 等 の 名 称	
使 用 目 的	
使 用 日 時 (準備, 片付けを含めて記載)	自 平成 年 月 日 ( ) 時 分から 至 平成 年 月 日 ( ) 時 分まで
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 使用者が学外者のみ, 又は学外者が主催する会議等に使用 <input type="checkbox"/> 上記以外
参 加 人 員	人 (うち学外者 人)
入場料・参加費等の徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 円) <input type="checkbox"/> 無
貸 与 希 望 機 器 等 ( 物 品 名 ・ 数 量 )	
持 込 機 器 等	
連 絡 担 当 者	所属 : 職名 : 氏名 : 電話 : FAX : E-mail :
備 考 (使用内容の詳細の明記, もしくはパンフレット等のコピーを添付)	

※申請書記入の際は「大講義室の使用申込み等について」をよくご覧のうえ、記入してください。  
※本申請書には、関係（主催、共催及び後援）団体、使用目的及び会議の内容等を確認できるパンフレット、プログラム、案内状その他の参考資料を添付の上、提出してください。  
※使用者が学外者のみであるとき、学外者が主催する研究会等に使用するとき、又は参加者から入場料若しくは会費等を徴収するときは、別途「不動産短期借受申請書」の提出が必要となります。

（営繕担当確認 使用料 有 / 無  
年 月 日

別記様式第2号（第7条関係）

アイソトープ総合センター大講義室使用許可書

申請者 平成 年 月 日  
殿

アイソトープ総合センター長 印

大講義室の使用について、下記のとおり許可します。  
なお、使用に当たっては北海道大学アイソトープ総合センターの諸規程を遵守してください。  
また、貸付料が発生する場合は別途発行される「固定資産等短期貸付許可書」記載の条件をご確認ください。

会議等の名称	
使用目的	
使用日時	自 平成 年 月 日 ( ) 時 分から 至 平成 年 月 日 ( ) 時 分まで
参加人員	人 (うち学外者 人)
使用条件	